

令和元年度 成年後見制度 利用促進体制整備研修

応用研修
任意後見等の理解

研修のねらいと項目

任意後見制度の基本について理解し、中核機関においてどのような相談対応を行うのかイメージできるようになる。

民事信託に関する相談を受ける際の留意点について理解する。

任意後見制度や民事信託等の相談を受ける際の、中核機関のスタンスを理解する。

- A 任意後見制度の概要
- B 演習
- C 任意後見制度に関する中核機関等の役割と
想定される相談内容
- D 民事信託の基本的理解
- E まとめ

A 任意後見制度の概要

成年後見制度

法定後見制度	任意後見制度
<u>既に判断能力が低下している人</u> について、本人や親族等の申立てにより、家庭裁判所が後見人等を選任し、その低下の程度に応じてその権限を付与する制度	<u>判断能力が健常な人</u> が、将来判断能力が低下したときのため、任意後見人受任者と後見事務の契約を締結し、判断能力が低下して家庭裁判所が任意後見監督人を選任したとき、その効力が生じる制度

法定後見制度と任意後見制度の両方を同時に利用することはない。
後見等開始の申立てと任意後見監督人選任の申立ての両方が家庭裁判所にされた場合には、本人の自己決定権を尊重するため、原則として任意後見制度が優先し、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、法定後見の開始の審判をすることができる。

任意後見契約の定義①

自己の生活、療養看護および財産の管理に関する事務の全部または一部について代理権を付与する委任契約

代理権の範囲

身上監護・財産管理に関する事務

* 婚姻・離婚・養子縁組・養子縁組の離縁など一身専属権に属する権限は対象外

「代理権を付与する委任契約」→

- ①民法における「委任」と「代理」の条項が適用される
- ②契約等の法律行為に限られ、掃除・食事介助等の事実行為は対象外
- ③取消権は付与されない

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の定義②

「委任」「代理」と任意後見契約との関係イメージ

任意後見契約法の 任意後見契約	通常の代理権付与 する委任契約や 死後事務委任等	
民法・代理(99条～118条)		事実行為の委任 (準委任)
民法・委任(643条～654条)		

* 任意後見契約法の条文に抵触しない民法の「委任」「代理」の条文は任意後見契約に適用される

任意後見契約の定義③

本人が自身で掃除や買い物ができない場合

任意後見人の役割

代理権を行使して、本人に代わって事業所と居宅介護サービス等に関する契約を締結し、本人の状況とともに適切にそのサービス提供がされているかどうかを確認して、その対価を支払うこと

自身が掃除や買い物等をするのではない

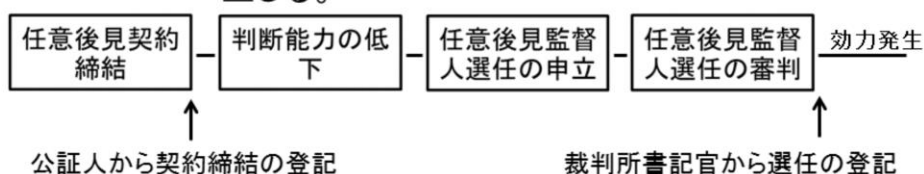
(掃除や買い物をしてはならないのではなく、任意後見人の権限や義務には含まれないということ)

任意後見契約の定義④

任意後見監督人が選任された時から契約の効力が生ずる旨の定めがあるもの

一般の契約は 契約の効力は契約の締結のときに生ずる。

任意後見契約 一定の条件が成就したときに契約の効力が生ずる特約が付されていれば、そのときに効力が生じる。



任意後見契約の方式

任意後見契約は、公証人が作成する公正証書によってしなければならない

その理由

- ①公証人の関与により適法かつ有効な契約が締結されるようにするため
- ②公証人により漏れなく契約締結の登記をするため
(任意後見契約が締結されているにも関わらず、それを認識せずに法定後見が開始される事態を防ぐ必要性、任意後見人の公的権限証明書の必要性)
- ③公証役場での公正証書原本保管により改ざん・滅失等を防止するため

Q

公証人が関与することによって、適法かつ有効な契約が締結されるようにするため、とありますが、公正証書というのは、どのように作成されるものなのですか？

また公証人とはどのような役割を担っている人ですか？

A

公証人は、公証人法の規定により、判事、検事、法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任免します。

公正証書とは、私人の嘱託に基づき、公証人がその権限に基づいて作成する文書のことです。

私文書より、公正証書にはその文書が作成名義人の意思に基づいて作成されたものであるとのより強い推定がはたらきます。

任意後見人の呼称と資格

【呼称】

「任意後見受任者」 任意後見監督人選任前（代理権行使できない）

「任意後見人」 任意後見監督人選任後（代理権行使できる）

【任意後見人としての障碍事由】（任意後見監督人選任時に審査される）

- ①未成年者
- ②家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- ③破産者
- ④行方の知れない者
- ⑤本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- ⑥不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

Q

不正な行為、著しい不行跡、その他任意後見の任務に適しない事由があるとは、具体的にはどのようなことですか？

A

「不正な行為」とは、違法な行為又は社会的に非難される行為のことで、本人の財産を横領したりする場合です。

「著しい不行跡」とは、品行又は操行が甚だしく悪いことで、その行状が本人の財産の管理に危険を生じさせるなど、任意後見人としての適格性の欠如を推認させる場合です。

「その他その任務に適しない事由」とは、任意後見人の権限濫用や財産の管理が不適当であることで、任務懈怠や家庭裁判所へ報告しない等が挙げられます。

複数任意後見人

【単独で代理できる】

複数の任意後見人それぞれ独自の判断で代理権行使ができる
それぞれが別個に任意後見契約を締結する

単独で代理権を行使する方式と事務を分掌する方式がある

* AとBの任意後見契約において順位を定めることはできない

「Aが終了したらB」とする特約を定めて当初はAに関する任意
後見監督人選任を申立てをするしかないが、この特約を登記す
る方法はなく、家庭裁判所はこれに拘束されない

【共同でしか代理できない】

複数の任意後見人が共同してでないと代理権行使ができない

1個の不可分の契約

Q

複数にすることには、どのようなメリットがありますか？

A

役割分担を定めて事務負担の軽減を図ることができるとともに協議しながら事務遂行をすることにより信頼性が高まるという期待があります。

また、一方が病気等で事務遂行が困難であってももう一方が事務を行うことが可能となります。

法人任意後見人

任意後見契約は、任意後見受任者として個人だけではなく、法人とも契約することができる

ただし、任意後見人としての事務を行うことがその法人の事業目的に含まれていなければならない(法人の権利能力)

(その法人の登記事項証明書で確認できる)

メリット 任意後見人の「死亡」による終了は避けられ、継続性は強まる

状況に応じて担当者の追加・交代ができる

デメリット 「顔」の见えない状況になる可能性がある

担当者の責任感が弱くなる可能性がある

運営責任者の交代で運営方針が変わる可能性がある

任意後見人の権限と義務

1. 権限

任意後見契約で定められた代理権

取消権はない

2. 義務

本人意思尊重義務・身上配慮義務

「本人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない」

任意後見人の報酬・費用

1. 報酬

任意後見契約に報酬受領に関する定めがないと無報酬となるので、報酬を発生させるのであれば、どのような事務を行ったらいくら受領するか、を定める必要がある

受領時期の定めがないと契約終了時にならないと報酬を受領できないので、定期的に受領するためには、受領時期の定めも必要

2. 費用

任意後見契約に費用請求の定めがなくても、任意後見人の請求があり次第、事務処理に要する費用を前払いする

実際は、任意後見人が管理している財産からその都度支払う

A 任意後見制度の概要

任意後見監督人選任申立て①

1. 申立権者

本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者

2. 管轄家庭裁判所

本人の住所地を管轄する家庭裁判所

3. 選任の要件

①補助の要件に該当する程度以上の精神上的の障害により判断能力が不十分であること

②本人の申立て又は同意(表意不能の場合を除く)

4. 登記 家庭裁判所による嘱託登記

15

Q

市町村長は、監督人選任の申立権をもっていないということですね？

A

任意後見監督人選任申立権者に市町村長は含まれていません。

Q

申立に必要な書類というのは、どのようなものがありますか？(何をみればわかりますか？)

A

任意後見監督人選任申立てに必要な書類は、各家庭裁判所のホームページに掲載されています。掲載がない場合は各家庭裁判所へお問い合わせください。

Q

「補助の要件に該当する程度以上の精神上的の障害により判断能力が不十分」ということは、診断書の改定と本人情報シートの導入は、任意後見監督人選任申立にも影響していますか？

A

任意後見監督人選任の審判手続きにおいては、類型の選択をする必要がないので判断能力の程度は問われませんので、その面では、診断書の改定及び本人情報シートの導入について影響はありません。

Q

本人情報シートの作成に、中核機関等の職員が関わる可能性があるということですか？

A

本人情報シートは任意後見監督人選任時の本人の状況を示す資料であり、スタート時の事務の検証とその後の事務方針を見直すなどの際に有効に活用できることは作成者として関わる範囲とともに法定後見の場合と同様に考えられます。

A 任意後見制度の概要

任意後見監督人選任申立て②

5. 選任の障碍事由(任意後見契約の効力を生じさせることができない事由)

①本人が未成年者

②本人が成年被後見人、被保佐人、被補助人である場合において、その法定後見を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるとき

③任意後見受任者に障碍事由があるとき

【「障碍事由」とはシート10のとおり】

- a 任意後見受任者が未成年者
- b 任意後見受任者が家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- c 任意後見受任者が破産者
- d 任意後見受任者が行方の知れない者
- e 任意後見受任者が本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族
- f 任意後見受任者に不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある者

16

Q

法定後見から任意後見にうつることもあるということでしょうか？

A

S21～22の講義の中で説明しています。

Q

③の障碍事由は、任意後見受任者にこのような事実があるときは任意後見監督人の選任はしない(つまり任意後見契約の効力は生じさせない)ということですが、例えば任意後見監督人選任後に任意後見人が「b 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人」に該当する事実が発生した場合はどうなるのですか。

A

任意後見契約法において、任意後見人の欠格事由に関する規定は存在しません。あくまでも任意後見契約法4条但し書きは任意後見監督人選任の障碍事由なので、契約の効力発生後には直接影響しません。

ただし、③のbdeに該当する事実があった場合、それがfに該当する場合は任意後見人の解任事由に当たりますので、所定の手続きにより解任される可能性があります。なおcの任意後見人が破産開始決定を受けた場合は、民法111条(代理権消滅事由)及び653条(委任終了事由)に該当し、任意後見契約は終了します。

任意後見監督人の職務

- ①任意後見人の事務を監督すること
- ②任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告すること
- ③急迫な事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること
- ④任意後見人と本人の利益が相反する行為について、本人を代理して当該行為を行うこと

* 家庭裁判所は任意後見監督人から報告を受ける方式で間接的に監督する(法定後見制度とは違う)

* 任意後見監督人には善管注意義務が課せられている

* 任意後見監督人の報酬は、家庭裁判所が審判により相当額を定め報酬を付与する。(成年後見人等と同様)

17

Q

③急迫な事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をする、とは具体的にどのようなことですか？

A

③「急迫な事情」とは、病気やケガなど何らかの事情で任意後見人が事務を遂行できない状況で、迅速に対応しないと本人に不利益が生じるおそれのある事務がある状態のことです。

「必要な処分」の具体例としては、消滅時効の中断、債務者の差押え、倒壊の危険のある家屋の修繕等が挙げられます。

Q

④任意後見人と本人の利益が相反する行為とは、具体的にどのような行為がありますか？

A

④例えば、本人が母親、任意後見人が長男で、本人の夫(長男の父)に相続が開始して、本人と長男との間で遺産分割協議をする場合が考えられます。

Q

善管注意義務について、応用研修ではありますが、解説をお願いします。

A

「善管注意義務」は、委任の規定を準用しており、読み替えると、任意後見監督人は、任意後見制度の本来の趣旨に従い、善良な管理者としての注意をもって、任意後見監督事務を処理する義務を負う、ということになります。本人及び第三者に対して負うことになります。

Q

任意後見監督人の報酬のめやすというのは、ありますか？

A

東京家庭裁判所における「報酬のめやす」では、成年後見監督人の報酬のめやすが示され、その中で「なお、保佐監督人、補助監督人、任意後見監督人も同様です。」とされています。

任意後見契約の終了①

1. 終了事由

- ①任意後見契約の解除
- ②任意後見人の解任
- ③任意後見監督人選任後の本人に対する法定後見の開始の審判
(任意後見監督人選任前に法定後見開始の審判がされたときは、既存の任意後見契約は存続する)
- ④任意後見人(任意後見受任者)の後見開始審判確定
- ⑤本人または任意後見人(任意後見受任者)の死亡、破産手続開始の決定

任意後見契約の終了②

2. 任意後見契約の解除

①任意後見監督人選任前

本人または任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、解除することができる

合意解除のほか、一方的に公証人の認証を受けた解除する旨の書面を相手方に送付する方法で解除できる

②任意後見監督人選任後

本人または任意後見受任者は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、解除することができる

Q

権利擁護センター等が、任意後見契約の解除に関わることも考えられますか？
その際、どのようなことに注意したらよいでしょうか？

A

中核機関が任意後見契約の解除に関与する場面には、本人から解除したいがどのように手続きをすればよいかといった相談を受ける場合のほか、中核機関として任意後見受任者に問題行為等の情報に接した場合に本人にその旨の情報提供した際に、本人から解除することの相談を受ける場面が考えられます。

後者については、問題行為等について事実として確認できる場合とそうでない場合もあり得ますが、中核機関としては権利擁護の観点から本人に不利益が生じる恐れがある場合には積極的に関与する必要があります。いずれにしても本人が最終的に判断すべきでしょう。

任意後見契約の終了③

3. 任意後見人の解任

(1) 申立権者

任意後見監督人 本人 その親族 検察官

(2) 解任事由

①不正な行為

②著しい不行跡

③その他その任務に適しない事由

Q

その親族とは、どの範囲までになりますか？

A

民法725条により、親族とは「6親等内の血族」「配偶者」「3親等内の姻族」と規定されています。

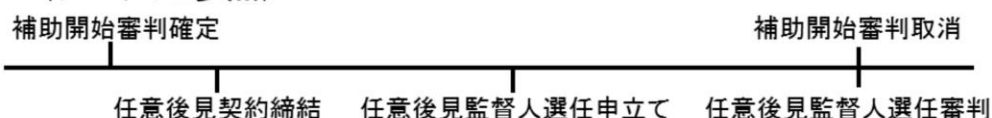
「血族」とは、血縁関係にある人(祖父母、両親、兄弟姉妹、子、孫等)のほか、養子縁組による法定血族も含まれます。

「姻族」とは、婚姻による親族、例えば配偶者の両親や兄弟姉妹、それと血族の配偶者です。

A 任意後見制度の概要

法定後見との関係①

1. 本人について既に法定後見が開始されている場合に、任意後見監督人の選任申立てがされたときは、その法定後見を継続することが本人の利益のため特に必要であると認めるときを除き、任意後見監督人が選任される（任意後見監督人が選任された場合は、法定後見開始の審判は取り消される）
（シート16参照）



ポイント

原則 任意後見契約が優先され（自己決定尊重）、任意後見監督人選任の審判がされる

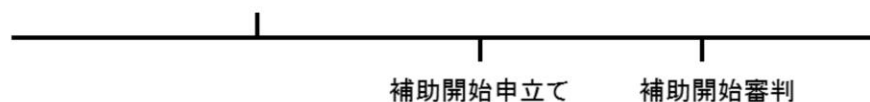
例外 本人の利益のため特に必要であると認めるときは、法定後見が継続される

A 任意後見制度の概要

法定後見との関係②

2. 任意後見契約の登記がされている場合、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

任意後見契約締結



ポイント

原則 任意後見契約が優先され(自己決定尊重)、法定後見の審判はされない

例外 本人の利益のため特に必要であると認めるときは、法定後見開始の審判がされる

法定後見との関係③

3. 「本人の利益のため特に必要であると認めるとき」の例

- ①任意後見契約に必要な代理権が付与されておらず、新たな授権ができない場合
- ②本人に同意権・取消権による保護が必要な場合
- ③任意後見人の報酬額があまりにも高額である場合
- ④任意後見受任者が本人に対して訴訟をし、又はした者及びその配偶者並びに直系血族である場合（シート10参照）
- ⑤任意後見受任者に不正な行為、著しい不行跡その他任意後見人の任務に適しない事由がある場合（シート10参照）

Q

①必要な代理権は後で追加できないのですか。

A

①新たな代理権の追加は、追加する代理権について新たに任意後見契約をするか、または、既存の契約を解除して、追加する代理権と既存の代理権を併せた任意後見契約を新たに締結しなすか、いずれかの方法により可能です。しかし、任意後見契約締結には意思能力が必要ですので、判断能力低下後は新たな契約は締結が困難となる場合がありますのでご注意ください。

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の利用の仕方①

1. 利用形態

①将来型 任意後見契約のみ単独で締結するもの

任意後見受任者が第三者の場合、本人の判断能力低下を把握することが課題

②即効型 任意後見契約締結後、即時に任意後見監督人を選任することを目的とするもの

契約締結時に判断能力が低下しているため、契約の有効性や本人が正しく理解しているか疑問がある(法定後見制度の利用が望ましい)

③移行型 任意後見契約と財産管理等委任契約(任意代理契約)とセットで締結するもの

任意後見受任者が第三者の場合に多く利用されているが、判断能力が低下しても、任意後見契約に移行しない濫用事例があるので注意を要する

24

Q

濫用事例とは、具体的にどのようなものがありますか？

中核機関が相談を受けていく上で、特に注意すべき点があれば、教えて下さい。

A

移行型の濫用事例として代表的なものは、判断能力が低下しても任意後見監督人選任申立てをせず、財産管理等委任契約で財産管理をして、監督者がいないことを奇禍として、横領等の不正行為をする事例です。

そのほか、本人の死亡後に任意後見受任者又はその関係する団体へ遺贈する旨の遺言書を作成させる行為にも注意が必要です。

A 任意後見制度の概要

任意後見契約の利用の仕方②

2. 任意後見契約と併用される契約等

①見守り契約

本人の心身状況の把握や信頼関係の構築のため、電話連絡や面談を定期的に行う

②財産管理・身上監護の委任契約

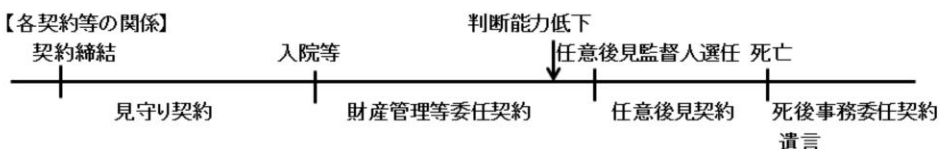
判断能力の低下前の財産管理や身上監護に関する事務

③死後事務委任契約

本人が死亡したのち、親族に代わりに行う火葬・納骨等の死後に必要な事務

④遺言

【各契約等の関係】



A 任意後見制度の概要

任意後見契約で登記が必要な場合

- ①本人・任意後見人(任意後見受任者)・任意後見監督人の住所氏名が変更した場合
- ②任意後見人(任意後見受任者)の後見開始審判確定により任意後見契約が終了した場合
- ③本人・任意後見人(任意後見受任者)が死亡・破産により任意後見契約が終了した場合
- ④任意後見契約が解除により終了した場合

* 任意後見監督人選任された後に法定後見開始審判により任意後見契約が終了した場合は、その審理の過程で家庭裁判所が任意後見契約の存在を把握しており、裁判所書記官から登記嘱託されるので、当事者からの登記は不要

26

Q

このような登記は、誰がどのようにするのですか？

中核機関や権利擁護センターが関わる可能性がありますか？

A

公証人や家庭裁判所から嘱託登記されるもの以外は、本人、任意後見人(任意後見受任者)任意後見監督人等は、登記する義務があります。

そのほか、本人の親族その他の利害関係人も登記することができます。

特に親族後見人等はこれらの登記をしなければならいことを知らない可能性が高いため、中核機関や権利擁護センターはその有無を確認して促すことが考えられます。

A 任意後見制度の概要

登記事項証明書の見方

任意後見監督人選任前

登記事項証明書	
任意後見契約 【公証人の所属】東京法務局 【公証人氏名】丁田一夫 【証書番号】平成17年第〇号 【登記年月日】平成17年〇月〇日 【登記番号】第2005-〇〇〇号 任意後見契約の本人 【氏名】甲野太郎 【生年月日】昭和〇〇年〇月〇日 【住所】東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇号 【本籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 任意後見受任者 【氏名】乙山春男 【住所】東京都〇〇区××2丁目〇番〇号 【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり(別紙省略)	任意後見

任意後見監督人選任後

登記事項証明書	
任意後見契約 【公証人の所属】東京法務局 【公証人氏名】丁田一夫 【証書番号】平成17年第〇号 【登記年月日】平成17年〇月〇日 【登記番号】第2005-〇〇〇号 任意後見契約の本人 【氏名】甲野太郎 【生年月日】昭和〇〇年〇月〇日 【住所】東京都〇〇区〇〇1丁目〇番〇号 【本籍】〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号 任意後見人 【氏名】乙山春男 【住所】東京都〇〇区××2丁目〇番〇号 【代理権の範囲】別紙目録記載のとおり(別紙省略) 任意後見監督人 【氏名】丙川一郎 【住所】東京都〇〇区××3丁目〇番〇号 【選任の裁判確定日】令和元年〇月〇日 【登記年月日】令和元年〇月〇日	任意後見

27

Q

権利擁護センターに「後見人」を名乗る人が登場したけれど、どうしたらよいですか？」という相談を、ケアマネジャーさん等の事業者さんから受けることがあります。そういう場合は「登記事項証明書を見せて下さい」といえば、いいんですよね？

そして、それが、任意後見契約の場合だと、任意後見契約が発効されているかどうかは、任意後見監督人の欄があるかどうかをみるということになりますか？

A

後見人を名乗る人物が任意後見人又は任意後見受任者であるかどうかは登記事項証明書で確認できます。

その場合、任意後見監督人選任審判がなされて任意後見契約の効力が生じているか否か、は任意後見監督人の登記があるか否かで確認できます。

Q

すでに判断能力の低下があるのに発効させてないという場合には、どのような対応をとればいいですか？

A

すでに本人が判断能力が低下しているにもかかわらず未だ任意後見監督人選任の登記がなされていない場合は、任意後見受任者が今後の本人支援の方針として

、任意後見監督人選任申立てのを行う予定があるかどうかを確認することが考えられます。ただ、審判の要件として任意後見契約の効力を生じさせることの「本人の同意」が必要ですので、場合によっては、中核機関として本人の生活状況を確認して本人の意向を確認する必要があるかもしれません。また、任意後見受任者が任意後見監督人選任申立てを行う意向が確認できない場合は、本人の支援が不安定な状態となりかねないので、後見等開始申立てを行うことも視野に検討することになります。

Q

「後見人」と名乗る人が、あきらかに本人にとってよくない行為・・・例えば本人を怒鳴る等の行為を繰り返すという場合には、どのような対応をとることが考えられますか？

A

任意後見受任者が本人に対して怒鳴る等支援の在り方として疑問が生じた場合は、情報を収集して正確な本人の状況を調査する必要があります。そのうえで、任意後見契約による支援ではなく、別途後見等開始申立てをすることも選択肢の一つと判断した場合は、「本人の利益のため特に必要であると認めるとき」に該当するか、緊急性があるか、誰が申立人となるか等について検討することになります。

Q

よく、任意後見契約は、発効されていないということが話題になりますが、何か理由があるのでしょうか？

A

任意後見契約の本人が判断能力が低下しているにもかかわらず任意後見監督人選任の申立てをしていない理由としては、任意後見受任者の申立て懈怠のほか、本人が未だその効力を生じさせる時期ではないとしていること、また、任意後見受任者が本人と信頼関係を構築できていない等を理由に任意後見制度での本人支援が難しいと判断していることが考えられます。

Q

発効させることが、本人にとってメリットになると考えれば良いのですか？
監督人が選任されることのメリットは何ですか？

A

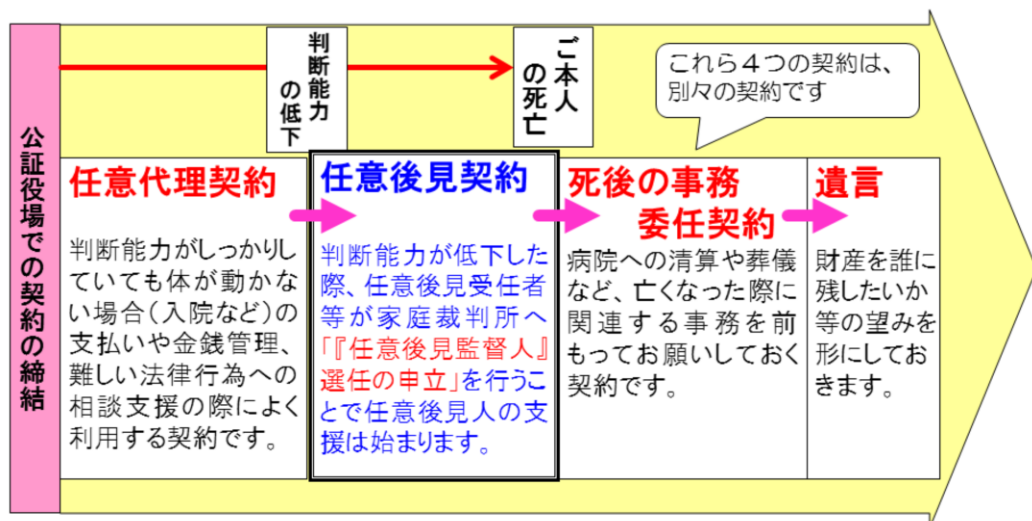
任意後見契約の効力が生じた場合、本人にとって任意後見人の報酬のほか任意後見監督人の報酬の支払負担も生じます。

しかし、そもそもそれは任意後見契約を締結する際の検討で本人も承知していたも

のと考えられ、そのうえで判断能力が低下した後の老後の生活について準備していたはずです。

判断能力の低下が生じたときに、報酬負担のみを理由に任意後見監督人選任申立てをしないということは、本人にとっての財産管理や身上保護の観点から不安定な状況を長引かせることになりますので、当初準備した本人の生活支援ができな
いことになり、生活上のリスクを抱えることになります。

注意！「ご本人の判断能力が不十分になっても任意後見監督人選任申立を行わずに金銭管理の任意代理契約のまま財産管理を行う」という形での悪用例が出ています。



任意後見制度の悪用事例①

【事例1／2007年4月26日毎日新聞（東京朝刊）】

- ・元暴力団員Aが、一人暮らしの94歳女性にリフォーム業者として近づき、女性名義のアパートを6500万円で売却し、すぐ転売した。また、Aは専門職であったBを紹介し、女性とBは任意代理契約と任意後見契約を締結した。
- ・AとBは、女性から2人が実質的に経営する会社への出資金として2000万円を出資させた。
- ・残りのアパート売却代金全額が勝手に引き出されていた。
- ・Bらは、女性の自宅である建物と借地権についても売却しようとした。
- ・女性は預金を引き出されたため、自宅を手放さざるを得ない状況となった。

任意後見制度の悪用事例②

【事例2／2008年1月16日読売新聞（東京朝刊）】

・82歳の女性が、ケアセンターで知り合った70歳男性から二人で有料老人ホームに入居した際、任意代理契約と任意後見契約の締結を持ちかけられ、契約締結したが、その後、ホームを解約し別のホームへ移った。

・解約金として女性の預金口座に振り込まれた2000万円を男性は女性に無断で引き出し、マンションと一戸建て住宅の購入資金に充てた。

・その他、女性が自宅に保管していた現金1000万円もなくなっていた。

・男性は、これらを使ったとし、「残金は約400万円しかない」と話している。

B 演習

別冊演習資料参照